

次期三重県企業庁財務会計システム再構築に関する情報提供依頼（RFI）第 2 回

1. 背景

三重県企業庁財務管理課が所管している三重県企業庁財務会計システム（以下「現行システム」という。）は、当庁の大規模基幹システムとして、また、当庁の業務に必要な不可欠な業務システムとして位置付けられています。

現行システムは、平成 1 4 ～ 1 5 年度に開発、平成 1 6 年度から運用を開始しています。このため、運用開始から 1 5 年以上経過していること、また、当庁の業務手順を見直し、システムに係るコスト縮減を図る余地も生じていることから、次期財務会計システム（以下「次期システム」という。）の再構築が必要となっています。

2. 目的

当庁は、上記事項に対応すべく、次期システムのあり方についての調査・検討を進めています。

本情報提供依頼（RFI）は、調査・検討を進めるに当たり、参考となる資料を収集するものです。

つきましては業務ご多忙中かと存じますが、当庁の取組に対するご協力をお願い申し上げます。

3. 提案に係る当庁の方針

（1）再構築の開始は令和 3 年度からとし、運用保守期間は再構築後 5 年間を予定しています。

（2）現行システムの当庁独自の特徴は、水道料金体系に合わせるため、予算、経理の処理を自動的に水系別にアロケーションする機能をカスタマイズしていることです。次期システムにおいても当機能のカスタマイズを検討しています。

（3）現行システムは、県庁共通機能基盤により各職員のパソコンより県の行政 WAN を介して利用する、クライアントサーバ方式を採用しています。

次期システムは、新たに L G W A N – A S P によるクラウド利用、又は、共通機能基盤の継続利用を検討しています。

（4）現行システムについては、「別添資料（2）－ 1 現行システム概要」を参照してください。

（5）当庁の事業内容や決算規模等は、当庁ホームページをご参照ください。

当庁ホームページ <http://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/12608013144.htm>

4. 情報提供依頼内容

以下のとおり、積極的なご提案を求めます。

(1) 業務フローに記載しているシステム化案を参考に貴社が必要と考える機能の提案。

新たにシステム化が必要と考えるプロセスには「別添資料(5)業務フロー」に着色し、以下の機能について「別添資料(8)様式(機能説明)」に記入してください。なお、これらの機能について大規模なカスタマイズを要する場合はその旨明示してください。

また、機能化可否及びカスタマイズの有無を「別添資料(3)現行システム機能一覧」に記入してください。

- ア 投資・財政計画シミュレーション
- イ 建設仮勘定台帳作成
- ウ アロケーション機能(水系別及び会計間共通経費)
- エ 官公需調査報告(※機能説明に解説があります)

(2) 当庁の業務フロー及び当庁が想定する要求仕様書(案)に基づくシステム仕様の最適案。

ア LGWAN-ASPの導入及び共通機能基盤の継続利用によるそれぞれの比較。

イ 比較検討案は、「別添資料(7)様式(比較検討案)」に記入してください。なお、LGWAN-ASPでの対応が困難な事業者様におかれましては、可能な範囲で記入してください。

ウ 上記イにて比較検討したうえで最適と思われるシステム形態による仕様書(案)について、当庁が検討するうえで参考となる機能要件・非機能要件の案も併せて本仕様書(案)にて提案してください。

5. 提案手続について

(1) 対応窓口・書類提出先

三重県企業庁財務管理課 担当：小坂、山南、東尾、宮本

住所：〒514-8570 三重県津市広明町13番地

電話：059-224-2829

メール：kigyos@pref.mie.lg.jp

(2) 提出資料

提出資料は、以下のとおりです。

ア 業務フロー(様式指定「別添資料(5)業務フロー」)

イ 機能化可否及びカスタマイズ有無一覧(様式指定「別添資料(3)現行システム機能一覧」)

- ウ 仕様書（案）（様式指定なし）
- エ 比較検討案（様式指定「別添資料（7）比較検討案」）
- オ 機能説明（様式指定「別添資料（8）機能説明」）

（3）提出様式

様式指定していない仕様書（案）については、A 4 又は A 3 サイズの貴社の任意様式にてご提出ください。電子ファイルによる提出の場合は、PDF ではなく、MS Office 形式のままご提出ください。

（4）提出期限

令和 2 年 2 月 21 日（金曜日） 17 時まで

※期限延長を希望される場合は、あらかじめご連絡ください。

（5）質疑応答

本件に係る質問、問い合わせについては、様式「別添資料（9）質問票」により原則として電子メールにてお願いします。

6. 注意事項

- （1）本資料による情報提供依頼は、システム導入を検討するための手段であって、将来の発注や契約を約束するものではありません。
- （2）ご提供いただいた情報・資料については、当組織内で配布等いたしますが、承諾なく他団体への配布等はいたしません。ただし、三重県情報公開条例（平成 11 年 10 月 15 日条例第 42 号）で定義する公文書になるため開示請求があった場合は、貴社へ確認（第三者照会）したうえで、請求者に対して開示を行います。そのため、企業秘密等に該当し、非開示とする必要がある箇所については、その旨を記載してください。
- （3）資料の提供に当たって、既存の提案資料、パンフレット等をご活用いただいて構いません。
- （4）ご提供いただいた情報・資料につきましては、返却いたしません。
- （5）ご提供いただいた情報・資料に関して、後日問い合わせを行う場合があります。
- （6）本情報提供書類作成にかかわる一切の費用については貴社でご負担ください。
- （7）本件に係る当庁からの全ての情報については、第三者に対して開示又は漏えいしないようお願いいたします。

以上